



安全運転管理事業所の皆様へ



安全運転管理者等手続きが2点変更となりました

- ① 安全運転管理者証を廃止しました
- ② これまで安全運転管理者届出の際に「戸籍抄本」又は「住民票の写し（コピー不可）」の添付が必要でしたが、「住民票の写し（コピー不可）」又は「運転免許証のコピー」の添付に変更となりました

申請オンライン化に向け、令和4年4月1日から、これまで選任時に交付していた「安全運転管理者証」、「副安全運転管理者証」を廃止しました。

既にお持ちの安全運転管理者証等は必要なくなりますが、安全運転管理者等講習の修了証明書が必要な方は発行しますので、安全運転管理者等講習の際に申し出てください。

安全運転管理者証

副安全運転管理者証

安全運転管理者証

No. _____

所在地
事業所名称
氏名

廃止

_____年 月 日生

上記の者は当該事業所の安全運転管理者であることを証します。

_____年 月 日

岐阜県公安委員会

講習修了の証

受講年月日	責任者	受講年月日	責任者

別記様式第1号

講習修了証明書

_____様

上記の者は、_____年 月 _____日道路交通法第108条の3第1項第1号に掲げる講習を修了した者であることを証明する。

講習の種類

安全運転管理者講習

(原則、講習時に申し出が必要です。)

_____年 月 _____日

岐阜県公安委員会

備考 用紙は、日本産業規格A列4番とする。

講習時、申し出のあった方に交付